

信濃川総合水系環境整備事業の事業再評価審議のための 流域委員会規約改正(案)について

令和4年8月9日

北陸地方整備局

信濃川総合水系環境整備事業の事業評価について

■河川事業の事業再評価

◎『国土交通省所管公共事業の再評価実施要領』の記載

第6 事業評価監視委員会

再評価の実施主体の長は、再評価、事後評価に当たって事業評価監視委員会を設置し、意見を聴き、その意見を尊重するものとする。

- 6 河川事業、ダム事業については、河川整備計画策定後、計画内容の点検のために学識経験者から構成される委員会等が設置されている場合は、事業評価監視委員会に代えて当該委員会で審議を行うものとする。

◎『河川及びダム事業の再評価実施細目』の記載

第6 事業評価監視委員会

実施要領第4の1（4）又は第6の6規定に基づいて審議が行われた場合には、その結果を事業評価監視委員会に報告するものとする。



信濃川総合水系環境整備事業の事業再評価は、事業評価監視委員会に代わり信濃川水系流域委員会にて審議

■信濃川総合水系環境整備事業の事業評価単位

◎『総合水系環境整備事業の事業評価の運用』の記載

1. 基本方針

総合水系環境整備事業の事業評価単位は、水系としての管理が必要な予算執行と一体的に行うため、水系単位を基本とする。

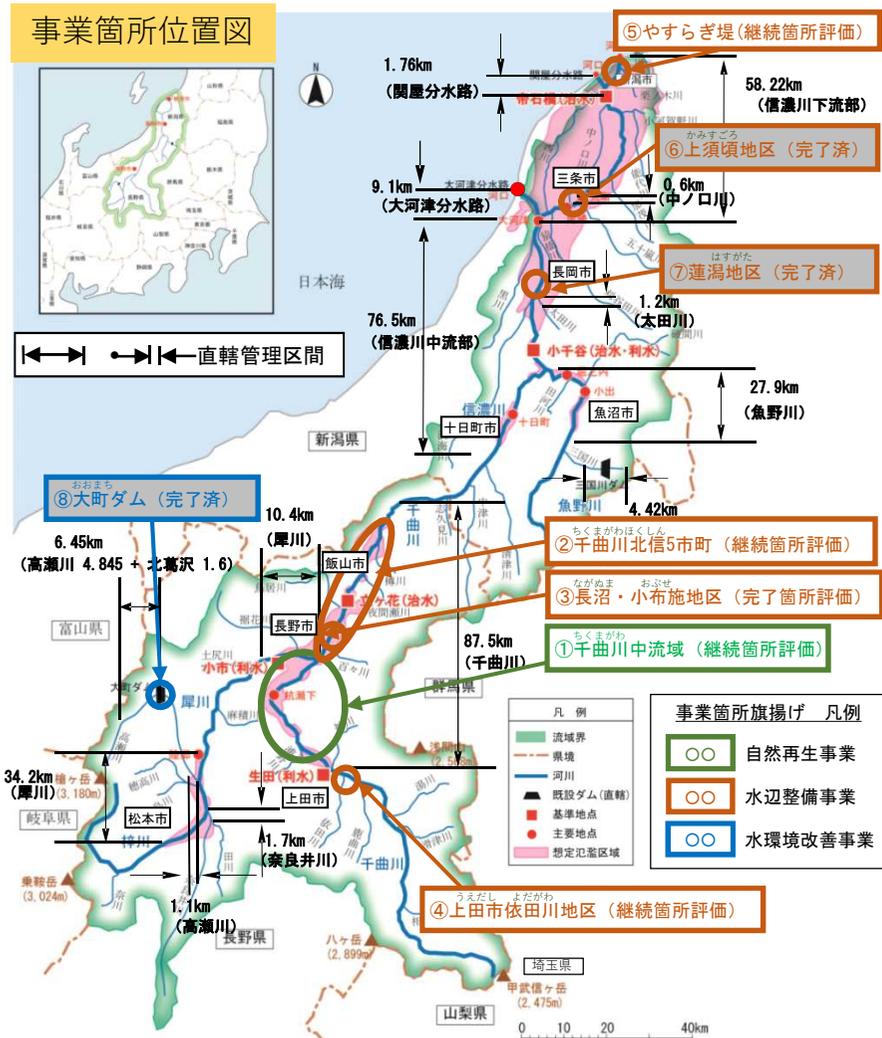


信濃川総合水系環境整備事業の事業再評価の審議は、各部会ではなく信濃川水系流域委員会で審議

信濃川総合水系環境整備事業の概要

- ・信濃川総合水系環境整備事業では、8箇所の個別事業が位置づけられており、現在までに3事業が完了、5事業が現在実施中となっている。この実施中の5事業について、事業再評価のご審議を頂く予定。
- ・令和元年東日本台風による出水で河道内に大きな地形変化が生じ、事業箇所・事業費・事業期間等の事業計画見直しの必要な個別事業が発生。
- ・このため、令和5年度より見直し後の事業計画に基づく事業に着手するため、今年度事業再評価の審議を実施する。
- ・これに併せて、完了箇所評価を実施した個別事業について、水系の事業計画書から除外する。※

事業箇所位置図



水系における個別事業一覧

個別事業	該当部会	箇所毎評価種別	審議(説明)内容
①千曲川中流域自然再生事業	上流	継続箇所評価	事業計画(事業箇所・事業費・事業期間)の変更
②千曲川北信5市町水辺整備事業	上流	継続箇所評価	事業計画(事業費)の変更
③長沼・小布施地区水辺整備事業	上流	完了箇所評価	個別事業の完了
④上田市依田川地区水辺整備事業	上流	継続箇所評価	事業継続
⑤やすらぎ堤水辺整備事業	下流	継続箇所評価	事業継続 (整備は完了し、現在は事業効果のモニタリング期間中)
⑥上須頃地区水辺整備事業	下流	完了箇所評価済(H28)	(説明)水系の事業計画書からの除外※
⑦蓮濁地区水辺整備事業	中流	完了箇所評価済(H28)	(説明)水系の事業計画書からの除外※
⑧大町ダム水環境改善事業	上流	完了箇所評価済(H28)	(説明)水系の事業計画書からの除外※

事業実施中

事業完了

事業実施中

※ 『総合水系環境整備事業の事業評価の運用』において、個別事業が完了した場合には事後評価に準じた評価(完了箇所評価)を実施することとされ、完了箇所の費用及び効果(B/C)は水系全体の費用及び効果の内数として計上し続けることとされている。一方で、新規個別事業の追加や個別事業の事業計画の変更が生じた場合は、水系の事業計画書を変更して事業再評価することとされ、完了箇所評価を実施した個別事業については、その際に水系の事業計画書から除外することとなっている。

事業の計画年度及び事業評価年度

箇所	年度	H24以前	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	備考
		2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	
①千曲川中流域																				継続箇所評価
②千曲川北信5市町																				継続箇所評価
③長沼・小布施地区																				完了箇所評価
④上田市依田川地区																				継続箇所評価
⑤やすらぎ堤																				継続箇所評価
⑥上須頃地区																				完了箇所評価済
⑦蓮濁地区																				完了箇所評価済
⑧大町ダム																				完了箇所評価済

再評価 再評価 再評価 今回評価

信濃川総合水系環境整備事業 事業再評価の審議概要

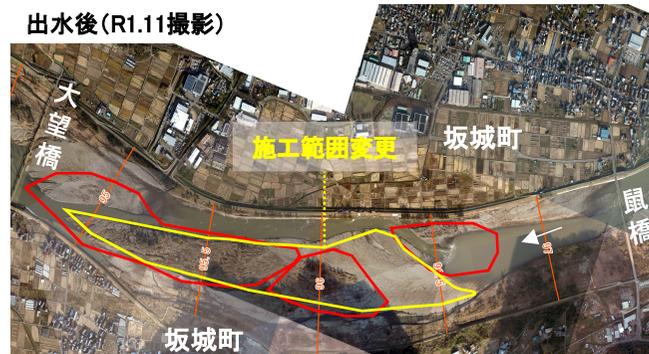
■事業再評価の審議概要

- ・令和元年東日本台風による出水の影響で、信濃川総合水系環境整備事業の個別事業のうち2事業について、事業計画の変更を行う必要が生じた。
- ・事業が完了した1事業について、個別事業の完了箇所評価を実施する。
- ・残る2事業については、継続事業として事業進捗等をご確認頂く。

■主要な事業の審議内容

◎千曲川中流域自然再生事業

事業概要：樹林化が進行した中洲や河岸の掘削を行い、砂礫河原の再生を図る



出水により地形変化が発生し、施工箇所等の見直しが必要となった

事業計画

- ・事業箇所
 - ・事業費
 - ・事業期間
- について変更

◎千曲川北信5市町水辺整備事業

事業概要：親水護岸や高水敷整正など、河川利用のための拠点整備

施工前(土砂堆積状況)



施工状況(掘削状況)



出水により地形変化が発生し、掘削土量の増加や堆積土砂の撤去費等が発生

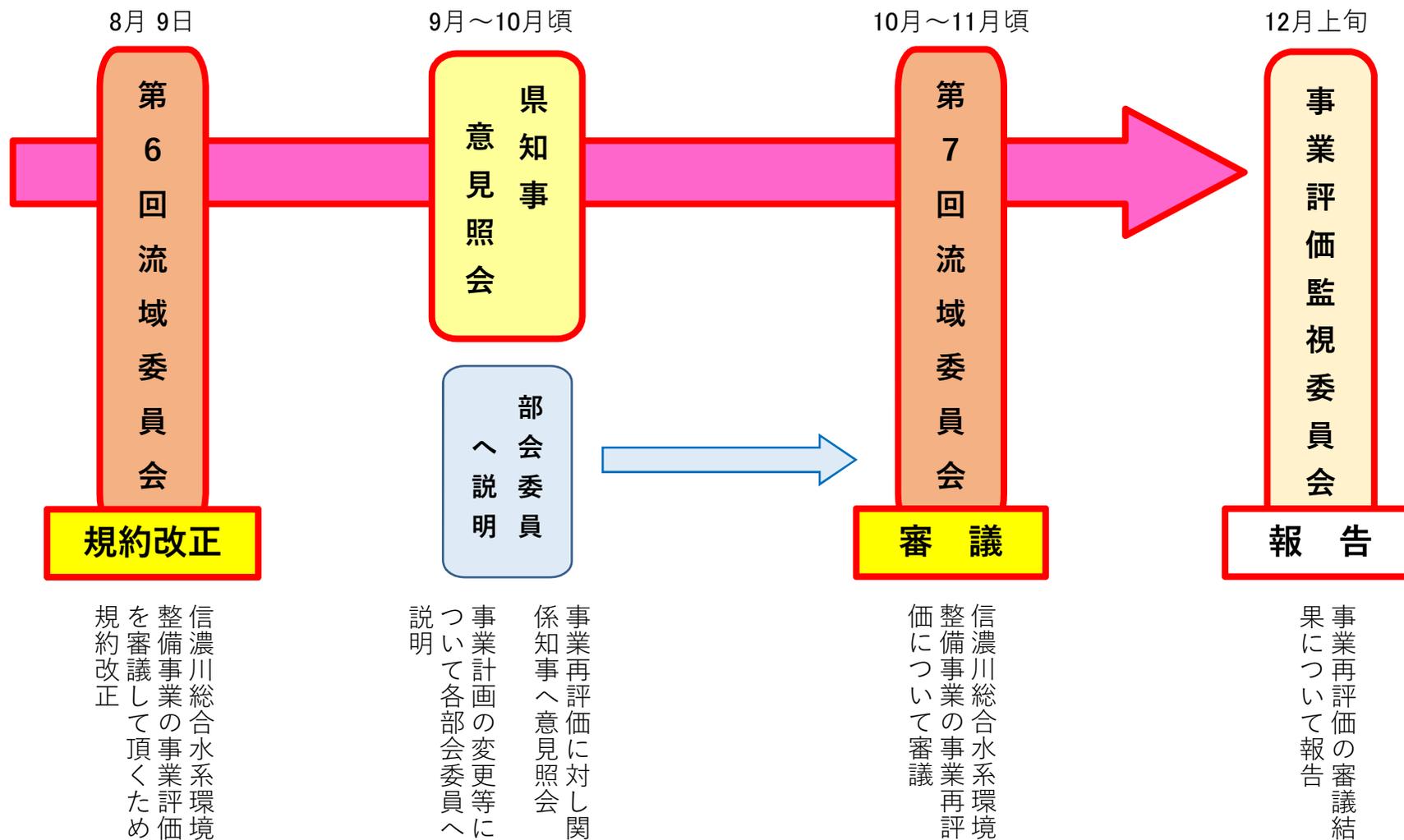
事業計画

- ・事業費

について変更

信濃川総合水系環境整備事業 事業再評価の進め方

- 信濃川総合水系環境整備事業の事業評価を信濃川水系流域委員会にて審議して頂くため、規約改正を行う。
- 事業再評価の審議は信濃川水系流域委員会にて行うが、その前段において個別事業の事業計画の変更等について、各部会委員へ説明する。
- 信濃川水系流域委員会において総合水系環境整備事業の事業再評価について審議頂く。その審議結果について、事業評価監視委員会へ報告する。



信濃川水系流域委員会規約の改正について

・信濃川総合水系環境整備事業の事業評価を『信濃川水系流域委員会』にて審議して頂くため、現行の規約の一部について、次のとおり改正する。

(1/2)

現 行	改正案 ※ 改正箇所：赤字
<p style="text-align: center;">信濃川水系流域委員会規約</p> <p>第1条（名称） 本会は、「信濃川水系流域委員会」（以下「委員会」という）と称する。</p> <p>第2条（目的） 委員会は、河川に関して学識経験を有する者が「信濃川水系河川整備計画（大臣管理区間）」の変更や、各種施策の進捗等に関して意見を述べることを目的とする。</p> <p>第3条（組織等） 委員会は、国土交通省北陸地方整備局長（以下「局長」という）が設置する。 2. 委員会は、必要に応じ部会を設置することができる。 3. 委員会の委員は、局長が委嘱し、別添の通りとする。 4. 委員の任期は1期2年以内とするが、再任することができる。</p> <p>第4条（委員長等） 委員会には委員長を置くものとし、委員の互選によりこれを定める。 2. 委員長は委員会を代表し、その円滑な運営と進行を総括する。 3. 委員長に事故があるときは、委員長が予め指名する委員がその職務を代行する。</p> <p>第5条（委員会） 委員会の招集は、局長より委任された北陸地方整備局河川部長（以下「部長」という）が行うものとする。 2. 委員会は、委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。 3. 審議にあたり、部長が必要と認め、委員総数の二分の一以上の同意が得られた場合は、委員以外の者に対し、参考人として出席を求めることができる。</p>	<p style="text-align: center;">信濃川水系流域委員会規約</p> <p>第1条（名称） 本会は、「信濃川水系流域委員会」（以下「委員会」という）と称する。</p> <p>第2条（目的） 委員会は、河川に関して学識経験を有する者が「信濃川水系河川整備計画（大臣管理区間）」の変更や、各種施策の進捗等に関して意見を述べることを目的とする。 2 委員会は、河川整備計画に基づく事業のうち、水系全体を評価単位とする事業の計画段階評価、再評価、事後評価について審議を行う。</p> <p>第3条（組織等） 委員会は、国土交通省北陸地方整備局長（以下「局長」という）が設置する。 2. 委員会は、必要に応じ部会を設置することができる。 3. 委員会の委員は、局長が委嘱し、別添の通りとする。 4. 委員の任期は1期2年以内とするが、再任することができる。</p> <p>第4条（委員長等） 委員会には委員長を置くものとし、委員の互選によりこれを定める。 2. 委員長は委員会を代表し、その円滑な運営と進行を総括する。 3. 委員長に事故があるときは、委員長が予め指名する委員がその職務を代行する。</p> <p>第5条（委員会） 委員会の招集は、局長より委任された北陸地方整備局河川部長（以下「部長」という）が行うものとする。 2. 委員会は、委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。 3. 審議にあたり、部長が必要と認め、委員総数の二分の一以上の同意が得られた場合は、委員以外の者に対し、参考人として出席を求めることができる。</p>

信濃川水系流域委員会規約の改正について

(2/2)

現 行	改正案 ※ 改正箇所：赤字
<p>第6条（情報公開） 委員会及び配付資料等については原則公開とし、その公開方法は委員会にて定める。</p> <p>第7条（事務局） 事務局は、北陸地方整備局河川部に置く。</p> <p>第8条（規約の改正） 本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。</p> <p>第9条（雑則） この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。</p> <p>附則（施行期日） 本規約は、令和元年 6月20日より施行する。</p>	<p>第6条（情報公開） 委員会及び配付資料等については原則公開とし、その公開方法は委員会にて定める。</p> <p>第7条（事務局） 事務局は、北陸地方整備局河川部に置く。</p> <p>第8条（規約の改正） 本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。</p> <p>第9条（雑則） この規約に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。</p> <p>附則（施行期日） 本規約は、令和元年 6月20日より施行する。 令和 年 月 日 一部改正</p>